

沖縄電力の高圧部門の料金規制解除に伴う 「特別な事後監視」の詳細設計について

第 1 5 回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2025年 1 1 月 2 1 日（金）



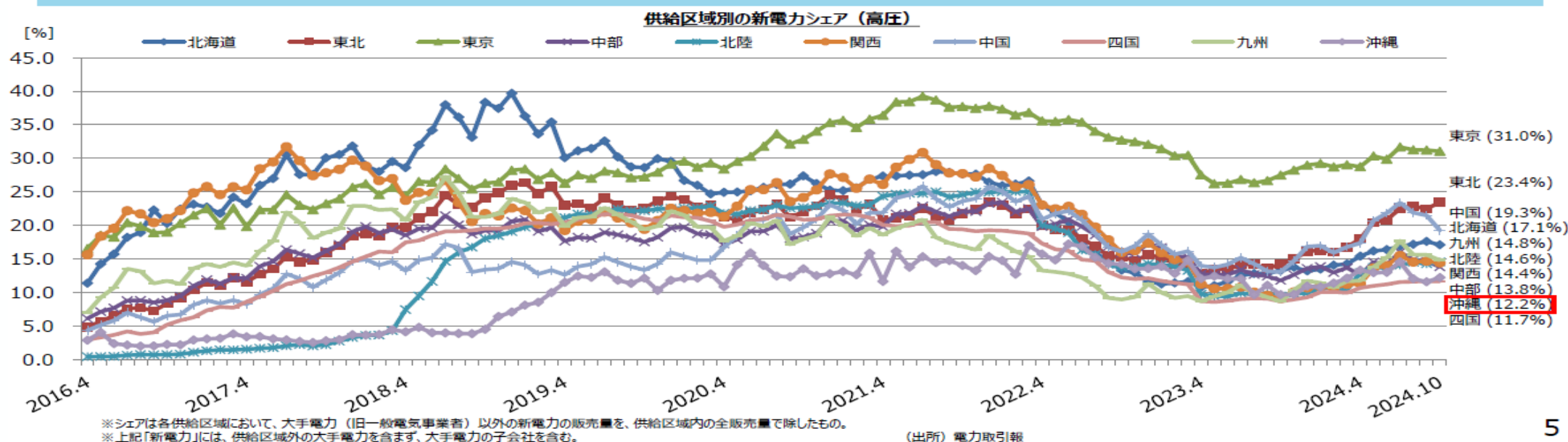
電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の議論

- 第86回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「電ガ小委」という。）において、沖縄エリアの現状と高圧部門における規制の在り方について、以下のとおり整理され、2025年3月10日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）委員長へ意見聴取がなされた。
 - ✓ 沖縄エリアにおける新電力シェアは高圧部門で12.2%に達し、本土と比較しても遜色ない水準に達している。こうした現状に鑑みれば、本土と同様に沖縄エリアの高圧部門における料金規制等を解除しても差し支えないのではないか。
 - ✓ 他方で、高圧部門の料金規制等の解除に当たっては、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか確認するなど、ガス事業における指定旧供給区域等の指定の解除の例も参考に、需要家保護の観点から必要な措置を講ずることが適当と考えられる。このため、電力・ガス取引監視等委員会に対して、沖縄エリアの高圧部門の料金規制等の解除を行うことに関する懸念の有無と、解除を行う場合にどのような措置を講ずることが必要かについて、意見を聴くこととしてはどうか。
- 当委員会は、この意見聴取に対し、第564回委員会において、「沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高圧部門の料金規制等を解除することは差し支えないと考える。」とともに、「料金規制等の解除がされた後、3年間は、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高圧部門の小売料金の水準について、合理的でない値上げが行われないよう、特別な事後監視を実施する。」ことを決議し、経済産業大臣へ回答をした。その際、特別な事後監視の詳細設計については、制度設計・監視専門会合にて検討することとした。
- 第87回電ガ小委において、沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）の高圧部門の料金規制を2026年4月1日を目途に解除することが決定され、同年10月15日付けで、改正省令（電気事業法施行規則等）が公布された。
- 本日は沖縄電力の高圧部門における特別な事後監視の方法について、ご審議いただきたい。

沖縄エリアの現状と高圧部門における規制の在り方について

- 沖縄エリアにおける新電力シェアは高圧部門で12.2%に達し、本土と比較しても遜色ない水準に達している。こうした現状に鑑みれば、本土と同様に沖縄エリアの高圧部門における料金規制等を解除しても差し支えないのではないか。
- 他方で、高圧部門の料金規制等の解除に当たっては、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか確認するなど、ガス事業における指定旧供給区域等の指定の解除の例も参考に、需要家保護の観点から必要な措置を講ずることが適当と考えられる。このため、電力・ガス取引監視等委員会に対して、沖縄エリアの高圧部門の料金規制等の解除を行うことに関する懸念の有無と、解除を行う場合にどのような措置を講ずることが必要かについて、意見を聴くこととしてはどうか。



参考 2：電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 64 号）による改正前の電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）の一部改正

<新・改正前の電気事業施行規則（抜粋）>

（電気の利用者の必要規模）

第 2 条の 2 法第 2 条第 1 項第 7 号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所における電気の利用者の必要が、一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であつて、使用最大電力が原則として 50 キロワット以上の者の必要に該当することとする。

<旧・改正前の電気事業施行規則（抜粋）>

（電気の利用者の必要規模）

第 2 条の 2 法第 2 条第 1 項第 7 号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所における電気の利用者の必要が、次の各号のいずれかに該当することとする。

- （1）沖縄電力株式会社の供給区域以外の地域において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であつて、使用最大電力が原則として 50 キロワット以上の者の必要
- （2）沖縄電力株式会社の供給区域内において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路から受電する者であつて、使用最大電力が原則として 2,000 キロワット以上の者の必要

<旧電気事業法（抜粋）>

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）～（6） 略

（7）特定規模電気事業 電気の利用者の一定規模の必要であつて経済産業省令で定める要件に該当するもの（以下「特定規模需要」という。）に応ずる電気の供給（第 17 条第 1 項第 1 号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。）を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うものをいう。

沖縄電力の高圧部門における「特別な事後監視」の方法（案）

- 沖縄電力の高圧部門における特別な事後監視方法について、沖縄電力が同社のホームページにおいて公表している「主な料金メニューにおける支払額」に掲げる代表的な高圧部門の4つのメニュー注（以下の表を参照）を対象とし、これらの料金推移を確認していくこととしてはどうか。具体的には、料金改定が行われた場合に、その変動を確認し、合理的でない値上げを行っていないかどうかを監視していくこととしてはどうか。

※注：沖縄電力が令和7年1月7日に公表した標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）（令和8年4月1日から適用）において定めているメニューであり、令和8年3月31日までは特定小売供給約款にて定めているもの。

＜主な料金メニューにおけるお支払い額＞ ※沖縄電力のホームページより抜粋（※一部修正）

	契約メニュー	契約電力	ご使用量	最低料金 基本料金①	電力量料金②
高圧 (500kW未満)	業務用電力	90kW	16,200kWh 夏季4,860kWh その他季11,340kWh	約15万円	約52万円
	高圧電力A	80kW	18,400kWh 夏季4,970kWh その他季13,430kWh	約13万円	約55万円
高圧 (500kW以上)	業務用電力	700kW	150,500kWh 夏季45,150kWh その他季105,350kWh	約117万円	約479万円
	高圧電力B	800kW	240,000kWh 夏季64,800kWh その他季175,200kWh	約153万円	約697万円

契約メニュー毎に料金推移を確認していく

（例）高圧（500kW未満）業務用電力

- ・ **基本料金** : $1,967.93 \text{ (円/kW)} \times 90 \text{ (kW)} \times 85 \text{ (\%)} \text{ (力率割引)} = \mathbf{150,547 \text{ (円/月)}}$
- ・ **電力量料金** : $\text{夏季} 32.87 \text{ (円)} \times (19,440 \text{ (kWh)} \times 3 / 12 \text{ (月)}) + \text{その他季} 31.38 \text{ (円)} \times (15,120 \text{ (kWh)} \times 9 / 12 \text{ (月)}) = \mathbf{515,597 \text{ (円)}}$
- 計 : **666,144円**

参考：ガス事業における「特別な事後監視」の内容

第29回総合資源エネルギー調査会ガスシステム改革小委員会 資料3

事後監視について（第28回ガスシステム改革小委員会資料8より抜粋）

- 第24回ガスシステム改革小委員会においては、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者や、経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者の小売料金に係る事後監視の必要性について指摘があったところであり、この具体的内容をどうするかが論点。

＜事後監視の具体的内容について＞

- 前述のとおり、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則。
- このため、仮に上記のような旧一般ガス事業者に対して総括原価方式を前提とした小売料金に係る事後監視を行うこととした場合、結果として経過措置料金規制を課していることと実質的に同義であることから適当ではない一方、こうした旧一般ガス事業者が小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを一定期間監視していくことは需要家保護の観点からは有意義である。
- この点、現在の一般ガス事業者は、標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を公表しているところ（例えば、東京ガスでは32m³、大阪ガスでは33m³、東邦ガスでは31m³）、当該使用量を前提としたガス料金の推移を引き続き確認していくことにより、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者が、原料費や託送料金の上昇等に比して、小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを監視していくこととしてはどうか。（仮に、合理的でない値上げを行っている場合には、業務改善命令が発動され得る。）（注1）

（注1）国が旧一般ガス事業者に対して経過措置料金規制を課さない、あるいは解除すると判断した場合には、その後は、業務改善命令に係る規定を背景とした事後規制に移行することが原則。このため、こうした判断を行った後、仮に旧一般ガス事業者による小売料金の合理的でない値上げがあった場合には、業務改善命令をもって対処することとし、原則として、再指定は行わないこととする。